

2012年の障害者虐待防止法施行以降、全国で確認される虐待は増えている。虐待発見者に通報義務が課され、社会の関心も高まったことが大きい。法の立案に携わり、自身も自閉症の子ともがいる植草学園大(千葉市)の野沢和弘副学長は「見逃されている虐待も多い」と指摘。「徹底した調査ができるよう法を生かすための体制強化が欠かせない」と訴える。

―厚生労働省の最新調査(20年)によると、施設や家庭での虐待に関する相談・通報件数は9421件、うち2400件が虐待と判断された。いずれも過去最多だ。

「これまで表に出てこなかった虐待が問題意識の高まりとともに顕在化し始めたと言え、法施行の意義は大きい。不適切な身体拘束を含め虐待を明確に定義した上で厳しく禁じており、福祉現場や家庭などで防止に取り組み姿勢が浸透してきた。虐待につながる芽を小さいうちに見逃さず、それと向き合うことで不適切な対応、支援を正しい方向に転化するヒントになるはずだ」

―福祉の専門職であるはずの職員による虐待事件も少なくない。

「かつては、『教育』『こつぱ』と称して利用者を力で抑えつける職員が評価される施設も少なくなかった。今もそうした土壌が残る施設はある。最初は疑問を感じていた職員も次第に感性がまひする。保護者は行き場を失うのを恐れて声を上げづらい。被害を受けた本人も重度の障

声なきSOSに

障害者虐待防止法10年

⑤ インタビュー 植草学園大副学長 野沢 和弘さん



害があれば訴えられない。大声や自傷行為などで嫌だと思えば表示していても行動障害というレッテルを貼られ、虐待を正当化されてしまう」

―施設として虐待防止にどう取り組めばいいのかわかるか。

「施設の透明性を高め、内部で注意し合えるようにすることが不可欠だ。後輩からの指摘は不満だろうが、ベテランほど日常業務の中で感性がまひしているかも自戒するべきだ。管理職は職員からの相談や通報を真摯に受け止め、その職員を保護するルールづくり、意識づけを徹底してほしい。本年度から施設内に設置が義務づけられた『虐待防止委員会』を相談窓口や人材育成、他施設との交

のざわ・かずひろ 早稲田大卒業後、毎日新聞社に入社し、厚生労働省や障害者・児童虐待などを取材。論説委員(社会保障担当)を11年間務め、2019年に退社。一般社団法人スローコミュニケーション代表、社会福祉法人千葉副理事長も務める。05年には障害者虐待防止に関する厚生労働省の勉強会に有識者として参加、立法化に向けた議論を主導した。社会保障審議会障害者部会委員、元日本手をつなぐ育成会理事。静岡県出身。63歳。

流などの拠点として有効活用できるはずだ」

―養護者による虐待では障害者本人だけでなく、家庭全体への支援が重要になる。

「地域の中で人と人の結び付きが希薄化し、孤立して高齢や貧困などの問題がより深刻となる傾向にある。障害者を抱える養護者は特にそうなりやすい。自治体は障害者を保護して終わりせず、福

祉サービスのや成年後見制度など社会の仕組みにしっかりとつなぎ、養護者の負担を軽減した上で関係機関や福祉事業所と連携して見守る体制を構築していくべきだろう」

―虐待の根絶に向けた今後の課題は何か。

「何より都道府県や市町村が設置する権利擁護、虐待防止センターの機能強化だ。本人や職員らが勇気を出して通報しても、センターのマンパワー、スキル不足で調査が十分でさず見逃されることもある。全国で通報・相談された虐待の認定率は2割余り。虐待を認めない相手に福祉の発想と手法だけでは対応できない。例えば川崎市はセンターに弁護士を非常勤職員で雇用し、司法の知識とスキルで切り込んでいる。虐待防止法を最大限生かせる体制をつくらねばならない。自治体の本気度が試される」

(聞き手・大橋洋平)
＝おわり

徹底調査でできる体制を